

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成31年1月10日（平成31年（行個）諮問第3号）

答申日：令和元年7月1日（令和元年度（行個）答申第31号）

事件名：本人に係る「平成29年度採用 航空学生3次試験受験者名簿」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成29年度採用 航空学生3次試験受験者名簿」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年3月22日付け防人育第4380号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その一部の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

本年度の航空学生（航空要員）採用試験より、過去に3次試験を受験したことがある者は、2次試験に合格しても3次試験（操縦適性検査）は受けられず、過去の3次試験結果により合否を判断されることとなった。

つまり、平成29年度航空学生（航空要員）3次試験で適性なしと判断されていれば、本年度2次試験に合格しても、最終不合格となる。

3次試験の結果適性があり、採用の順位が低く不合格であったのであれば、本年は最終合格する可能性も認められる。

よって、3次試験で操縦適性有りであれば、航空学生（航空要員）受験を希望するが、適性がないのであれば、航空学生（特定要員）の受験を希望するものであり、その判断のため3次試験における航空要員の適性の有無を把握する必要があるため。

##### （2）意見書

申立人が開示請求している理由は、平成30年実施の航空学生（航空要員）の3次試験から、操縦適性検査を過去に受けたことがある者は、以後の採用試験においては実施されず、過去の操縦適性検査の結果を参考にすることとなったためである。

つまり、平成29年に3次試験を受験している申立人は、2度と操縦適性検査を受けることが出来ないのであるから、そもそも不正を出来る立場にない。

よって、3次試験における操縦適性検査の有無を知ることは申立人には必要不可欠であることから、3次試験における操縦適性の有無のみの開示を請求するものである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、「平成29年度 航空自衛隊航空学生採用試験結果（不合格理由）受験番号 福岡空特定番号 受験地 1次 特定駐屯地 2次 特定基地A 3次 特定基地B」に記録されている保有個人情報の開示を求めるものであり、これに該当する保有個人情報として本件対象保有個人情報を特定し、法18条1項の規定に基づき、平成30年3月22日付け防人育第4380号により、本件対象保有個人情報について、法14条7号イに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

#### 2 法14条該当性について

本件対象保有個人情報のうち、（第1次）試験の適性検査、第2・3次試験の適性検査及び適性検査（3次）の検査結果については、これを開示することにより、受験者が自身の本来の考えと異なる回答肢を選択でき、受験者の本来の性格や適性を把握することが困難になるなど、自衛隊における今後の隊員採用事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号イに該当するため、原処分においては不開示とした。

#### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「3次試験で操縦適性有りであれば航空学生（航空要員）受験を希望するが、適性がないのであれば、航空学生（特定要員）の受験を希望するものであり、その判断のため3次試験における航空要員の適性の有無を把握する必要がある。」として、航空学生3次試験適性検査における適性の有無の開示を求めるが、上記2のとおり、当該部分は、法14条7号イに該当するため、不開示としたものである。

したがって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成31年1月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月24日 審議
- ④ 同月31日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 同年3月26日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 令和元年6月6日 審議
- ⑦ 同月27日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報等について

本件開示請求に対して、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示とされた部分のうち、「適性検査（3次）」欄（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、本件不開示部分について、法14条7号イに該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果に基づき、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、本件不開示部分の不開示情報該当性について、更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件不開示部分には、3次試験で行う操縦適性検査及び医学適性検査の判定結果が記載されている。

イ 操縦適性検査では、面接検査及び飛行検査を実施しており、本件不開示部分に記載されているのは、面接検査、飛行検査及び医学適性検査の結果を併せて、受験者が操縦者に必要な素質を備えているか判断した結論である。

ウ 面接検査は、予備調査として生活歴調査、文書完成検査及び操縦要員態度調査を行い、これら予備調査の結果を心理に関する知見を有する検査官が確認し、問題点等を把握した後に面接形式による検査を実施する。

予備調査のうち、操縦要員態度調査は、検査官が読み上げた質問に対して、受験者自身の考えや態度を選択肢の中から回答するものである。

エ 過去に飛行検査を受検し、全ての計測結果が得られている場合は、飛行検査の全部を省略し、面接検査及び医学適性検査のみを実施することとなる。

オ したがって、本件不開示部分を開示すると、受験者が本来の考えと異なる回答肢を選択でき、検査官が受験者の本来の性格や適性を把握することが困難になることが考えられ、自衛隊における今後の隊員採用事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号イに該当するため、不開示とした。

カ また、最近では、航空学生の採用試験対策をしている企業があることから、仮に本件不開示部分を開示した場合、当該企業が多くの受験者に開示請求を依頼し、その結果と受験者の回答内容を照らし合わせ、模範回答が作成されることが考えられる。これにより、多くの受験者が当該回答を基に試験対策を講じることが可能となり、その結果、受験者の本来の性格や適性を把握することが困難になることが考えられ、操縦者として本来不適切な者を採用するおそれがあることから、不開示とした。

キ さらに、自衛官の心理適性検査に関する訓令（昭和51年防衛庁訓令第37号。以下「訓令」という。）8条に基づき、検査の結果は公開しないと定めている。

- (2) 本件不開示部分は、操縦適性検査及び医学適性検査に係る受験者に対する評価の部分であり、その記載内容から、諮問庁の上記(1)イの説明のとおり、面接検査、飛行検査及び医学適性検査の結果を併せて判断された適性の有無が記載されたものであると認められる。

また、当審査会において、諮問庁から提示を受けた面接検査に係る操縦要員態度調査の質問内容を確認したところ、当該内容は、受験者の考えや態度を把握するためのものであると認められる。

さらに、当審査会において、諮問庁から提示を受けた訓令の内容を確認したところ、上記(1)キのとおりであることが認められる。

- (3) 以上を踏まえると、過去に操縦適性検査を受験した者であっても、再度これを受験する際には、面接検査は実施されるものであり、再度受験する際の3次試験の適性検査において受験者が対策を練り得るのは面接検査のみであることから、本件不開示部分を開示すると、受験した際の3次試験の適性検査の結果を知った結果、面接検査に係る操縦要員態度調査の際に、各質問に対する回答がどのような結果をもたらすかを推測し、自らの考えとは異なる回答をする等の可能性を否定できない。

また、本件不開示部分を開示すると、試験対策を行う企業による分析が行われ、模範回答が作成される可能性も否定できない。

そうすると、検査官が受験者の本来の性格や適性を把握することが困難になることが考えられるとする諮問庁の上記(1)オ及びカの説明を首肯せざるを得ない。

- (4) したがって、本件不開示部分については、これを開示すると、今後の

自衛隊における航空学生の採用事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められ，法14条7号イに該当し，不開示とすることは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，その一部を法14条7号イに該当するとして不開示とした決定については，審査請求人が開示すべきとしている部分は，同号イに該当すると認められるので，不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子